

平成21年度台風期前宅地災害防止活動実施要領

平成21年度「宅地災害防止計画」に基づき、台風期に備え宅地造成及び土石採取等によって生じるがけ崩れや土砂の流出に伴う宅地の災害発生を未然に防止し、災害のない安全なまちづくりに寄与することを目的とし、防災活動及び広報活動を実施する。

1 期 間

平成21年8月3日(月)から平成21年8月31日(月)まで

2 活動計画

宅地防災パトロールの実施

宅地防災月間(5月)に実施したパトロール現場のうち、再度点検を行う必要のある現場、その他新たに点検を実施する必要のある現場等について宅地防災パトロールを実施し、必要に応じて現場での直接指導、文書による注意、継続指導又は法に基づく勧告、改善命令等の措置を講じる。

広報活動

宅地の保全、防災対策を広く府民に呼びかけるため、宅地防災パンフレットの配布、関係団体、造成事業主に対する災害防止の注意喚起を引き続き行う。

3 実施体制

〔参加機関〕

知事部局	政策企画部	危機管理室	消防防災課	
	商工労働部	商工振興室	経営支援課	
	環境農林水産部	みどり・都市環境室	みどり推進課	—— 農と緑の総合事務所
	都市整備部	河川室	河川環境課	—— 土木事務所
	住宅まちづくり部	建築指導室	審査指導課	

府警本部	生活安全部	生活	経済課	
	警備部	警備	課	—— 警察署

〔協力機関〕

知事部局	広報室	
市町村	宅地造成指導担当課	
	防災担当課	
	消防本部	

〔事務局〕

住宅まちづくり部	建築指導室	建築企画課
----------	-------	-------